

新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A ver. 7（令和2年6月22日現在）

このQ&Aは、これまで各都道府県団体から寄せられた主な質問項目等をベースにまとめたものですので参考にして下さい。今後の状況の変化等に応じて、随時改定する予定です。なお、最新情報等につきましては、あわせて文部科学省等のホームページもご参照ください。

1 緊急事態宣言解除後の取組みについて（6/22 ver. 7 更新）

緊急事態宣言が全国において解除されたが、今後の幼稚園・認定こども園の運営について、国から示されたものはあるか？

(回答)

文部科学省は、6月5日付けで、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」を発出しています。これらは、これまで同省が示してきた「学校再開ガイドライン」等の内容をまとめて一つのガイドラインとして示すとともに、「学びの保障」に関する基本的考え方そのための支援施策をまとめてパッケージとして示したものです。

トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について > 新着情報 > 令和2年6月5日

https://www.mext.go.jp/content/20200605_mxt_kouhou02_000007000-1.pdf

ガイドラインでは、次のような項目が示されています。

- ・学校における感染症対策の基本的な考え方
- ・感染者が発生した場合の対応
- ・臨時休業を実施する場合の考え方と留意点
- ・学習指導
- ・その他（心のケア、熱中症事故防止等）

また、都道府県や市町村が地域の事情を踏まえて示す方針にも注視する必要があります。

2 休園日の夏休み等への振替え実施について（5/22 ver. 3 更新）

園則では、教育週数を39週と定めているが、新型コロナウイルス感染症の影響で幼稚園が4~5月に休園をした場合、園則の規定を満たすため、休園した日数を夏休み等に振り替えて実施しなければならないか？ 振り替えない場合、保育料は休園しなかった場合と同じ額を徴収できるか？

(回答)

制度上は、伝染病の流行など特別の事情がある場合は39週を下回ることも許容されていますので、必ずしも振替え実施をしなければならないわけではありません。夏休みの短縮については、幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切に判断することとなります。また、夏休みを短縮しない場合の保育料のあり方については、各園の私的契約の中での対応となりますので、保護者の納得を得ながら対応を考えていただくことになります。

(参考)

学校教育法施行規則

第 37 条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下つてはならない。

幼稚園教育要領解説 P78

「特別の事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。」

文部科学省からは、次のような見解が示されています。（「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A（5月21日時点）」抜粋）

問6 1 幼稚園において、長期休業期間を短縮したり週休日等を活用したりして、幼稚園教育要領を踏まえた活動を行うことを検討しているが、可能か。【新規】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、各幼稚園において、感染防止の観点を踏まえた上で、幼児の健やかな成長を促す創意工夫を生かした取組がなされることを期待しています。
- そういう取り組みを進めていただく上で、長期休業期間中や週休日等を活用される際には、教職員の勤務時間等の取扱いについて、ご留意ください。
- また、幼稚園教育は、教科等により教育課程が編成されるものではなく、一人一人の特性に応じて発達の課題に即した指導を行うという基本に立ち返り、長期休業期間等の活用にあたっては、幼児の実態や設備等を含めた幼稚園の実情、家庭の状況等を踏まえ、設置者において適切にご判断いただきますよう、お願いします。
- なお、教育週数については、学校教育法施行規則第37条において、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。」と規定されており、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合については、「特別の事情」に該当します。
- 最も大切な観点は、現下の状況において、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討いただくことと考えております。
- また、臨時休業期間中は、幼児やその保護者への支援として、家庭でできる遊びの紹介や園内の動植物の様子の動画配信等、各幼稚園の実情等に応じた取組の実施にご配慮ください。文部科学省としても、「子供の学び応援サイト」に、子どもが家庭での遊びなどを通じて満足感や充足感を味わい、学びを深められるよう、家庭で実践いただける具体的な遊び等について掲載しており、各園における取組を含め、随時情報を更新していくきますので、本サイトもご活用ください。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内2376）

2の2 全国の幼稚園・認定こども園の休業中・再開時の取組み事例について（5/20 ver. 2 追加）

休業中の園児・保護者等に対する支援や再開後の運営について全国の参考になる事例はない
いか？

(回答)

文部科学省がホームページに幼稚園・認定こども園の取組事例集をアップしています。
トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
> 新着情報 >令和2年5月14日

https://www.mext.go.jp/content/20200512-mxt_youji-000005336_002.pdf

この事例集は、各加盟園のご協力を得て、本連合会が文部科学省に提供した情報等を元に文部科学省が作成
したものですので活用してください。

3 マスク等の調達・配布、購入経費およびかかり増し経費支援について（6/22 ver. 7 更新）

マスクや消毒液等について行政で一括購入・配布したり、空気洗浄機等の備品も含めた購入経費や感染症対策に係るかかり増し経費を助成してくれると聞いているがその内容は？

(回答)

国の令和2年度1次補正・2次補正予算において園児用マスク・消毒液や、感染防止用の備品等の購入に係る経費の補助が実施されています（参考）を参照。

手指消毒用エタノールについては、これまで都道府県が各園の要望を取りまとめて業者に発注していましたが、新たに「購入専用サイト」が設けられ、各園から直接に業者に発注する仕組みとなりました。6月24日までに各園が購入専用サイトに登録することが必要です。詳しくは、当連合会から6月18日付けでお知らせしていますのでご確認ください。また、必要に応じ、都道府県にお問い合わせください。

なお、この国の補助制度は、当連合会が強く要望して設けられたものです。今後の状況を注視し、必要があれば更なる支援措置を要望して参ります。

（文部科学省の予算は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園が対象ですが、幼保連携型認定こども園及び保育所については厚生労働省において同趣旨の事業が予算化されています）

（参考）文部科学省 令和2年度1次補正予算

新型コロナウイルスに伴う学校保健に係る特別対策事業等（143億円）

1. 感染症対策のためのマスク等購入支援（36億円） [幼稚園]

感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要となる経費を補助

実施主体 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者 補助率 10/10（1施設あたり50万円以内）

さらに、国においては、令和2年度2次補正予算において、マスク等購入経費に加え、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費も含め支援する予算を計上しています。この「かかり増し経費」の詳細な内容は検討中であり、予算成立後に要綱等において示されるとのことですので情報を入手次第お知らせします。

（幼保連携型認定こども園・保育所については2次補正において厚生労働省予算において同趣旨の予算を計上）

（参考）文部科学省 令和2年度2次補正予算

幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止事業（30億円）

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む（以下、「幼稚園」という。））において、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）を補助する。

※「教育支援体制整備事業費交付金」の事業の一部として実施

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者

＜事業内容＞ ①幼稚園へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入への支援

新②感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への支援

（感染症対策の取組徹底による業務量増への対応）

＜対象施設＞ 幼稚園、幼稚園型認定こども園

＜補助率＞ 国10/10（①及び②の合計1施設あたり500千円以内）

4 感染防止マニュアルについて (6/22 ver. 7 更新)

幼稚園で想定される感染防止対策に係るマニュアルはないか？

(回答)

文部科学省から通知されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020. 6. 16 Ver. 2)」は、令和2年6月時点での最新の知見に基づき作成したものとされており、幼稚園において特に留意すべき事項についても記述されていますので、活用して下さい。

文部科学省ホームページ トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和2年6月16日

https://www.mext.go.jp/content/20200616-mxt_kouhou01-000007426_01.pdf

このver. 2に先立ち、文部科学省より「学校における消毒の方法等について」が通知されていますが、その内容は、上記マニュアルに取り入れられています。

文部科学省ホームページ トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和2年6月4日

https://www.mext.go.jp/content/20200604-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

4の2 屋外での遊びにおけるマスクの着用やプール活動について (5/22 ver. 3 追加)

次の点についてはどのように対応すればいいのか？

- (1) 屋外での遊びにおけるマスクの着用
- (2) プール活動

それぞれ、文部科学省より、考え方方が示されていますので参考にして下さい。(2)については、幼稚園向けの記述がなされています。

(1) 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（令和2年5月21日）

文部科学省ホームページ トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和2年5月21日

https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

(2) 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（令和2年5月22日）

文部科学省ホームページ トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について>新着情報令和2年5月22日

https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

5 幼稚園児の保護者に対する休業補償について（6/22 ver. 7 更新）

幼稚園が休園すると幼稚園児を子に持つ保護者が会社等を休まざるを得なくなり、収入を失うことになるので、このような保護者に対する休業補償はあるのか？ 同様に職員が休まざるを得なくなった場合はどうなるのか？

(回答)

既に国において、小学校等（幼稚園・認定こども園・保育所等を含む）に通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者（保護者、職員）に対し、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されています（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）。いわゆるフリーランスの者にも子どもの世話のため仕事を失った場合に支援金が支給されます（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）。詳しくは、別紙資料掲載の問い合わせ先にお問い合わせください。（別紙1、2）

なお、この助成金・支援金の休暇取得対象期間は9月30日まで延長され、これらのうち助成金については1日当たり上限額が15,000円に引き上げられています（4月1日以降に取得した休暇の場合。既に4月以降の有給休暇の取得分も含めた申請をしていた場合、引き上げ分の追加の給付が行われますが、再度の申請は必要ありません）。

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>子ども・子育て>職場における子育て支援>事業主の方へ>小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07_00002.html

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用環境・均等>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

なお、職員が出勤できなくなった場合の助成金と施設型給付との関係は、内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQにおいて、以下のとおり示されています。

問 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため出勤できない職員がいるのですが、小学校休業等対応助成金を受給することができるのでしょうか。

答 公定価格と小学校休業等対応助成金は支給する趣旨等が異なることから、要件を満たす事業者については小学校休業等対応助成金を受給することができます。 なお、助成金の活用にあたっては、公定価格で施設の収入が保証されていることを踏まえ、代替要員の人件費等の追加的な費用に充てるなど人件費の支出について適切にご対応いただくことが望ましいと考えております。（FAQ26）

6 雇用調整助成金（職員が休業する場合）(6/22 ver. 7 更新)

休園や登園自粛の影響で、預かり保育や2歳児教室、課外教室等の利用も減少し、収入が減少するため、これらを担当していた職員には当面休業してもらい、休業手当を支給する場合、雇用調整助成金の対象になるか？担当者がパートやアルバイトでも雇用調整助成金は支給されるか？

(回答)

幼稚園・認定こども園であっても、収入減少等の要件を満たす場合、雇用調整助成金の対象となる場合があります。

国の説明では、新型コロナウイルス感染症の影響で前年同月比5%以上売り上げ等が下がると助成金の対象となるとされています。また正職員だけでなく、パートやアルバイトも雇用調整助成金の対象となるとしています。雇用保険加入者でなくても対象となるように緩和されております。

詳しくは、厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」をご覧下さい。(別紙3)

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用>事業主の方のための雇用関係助成金>雇用調整助成金 <https://www.mhlw.go.jp/content/000636721.pdf>

いずれにせよ雇用調整助成金を受給するには収入減少等の要件が付されており、施設型給付や私学助成が引き続き給付されている中で収入減少等の要件に該当するかは各園の個別の事情によって異なる部分が大きいと考えられるため具体的にはハローワークや社会保険労務士等の専門家に相談されるのがよいと考えられます。

なお、この助成金と施設型給付等の関係は、内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQにおいて、以下のとおり示されています。

問 保育所等の特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を実施している事業所等は、雇用調整助成金の対象になるでしょうか。

答 雇用調整助成金においては、制度上給与に公費が充てられる職種に関しては対象外となります。保育所等との関係では、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）に人件費が明示的に含まれている職種については運営費からの人件費の支払いをお願いすることになりますが、そうでない職種や私学助成幼稚園、認可外保育施設、運営費（施設型給付費、地域型保育給付費）以外で実施する事業（例えば地域子ども・子育て支援事業）分については、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。個別の事業所の置かれている状況はさまざまですので、実際に支給されるかどうかについては、お近くの都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）や「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター」（0120-60-3999、受付時間9:00～21:00（土日・祝日を含む））までお問い合わせいただきますようお願いします。また、雇用調整助成金の内容や特例の概要については、厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

(参考：厚生労働省のHPのリンク)

[\(FAQ27\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

従って、新制度の公定価格で人件費が措置されている職種（園長、教諭等）については、給付は出続いているので休業手当もそこから出すため、雇用調整助成金の対象にはなりませんが、人件費が明示的にあたっていない職種（バス運転手等）に関しては、雇用調整助成金の対象になる可能性があります。（収入減少要件を満たす場合）。私学助成園については、使途を明示しない経費であるので、都道府県の助成要件・形態にもよるのですが、教諭も含めて助成金の対象となる可能性があります。（文部科学省に確認済み）

7 園内で感染した園児に対する賠償責任及び保険の対応

園児への園内での感染が確認された場合（例えば、教師から園児に感染した場合）、園に賠償責任があるか？ ある場合、全日私幼連のJK保険の対象になるか？

(回答)

以下のとおり、各運営保険会社から回答がありました（補足部分については1社のみ回答が調整中です）。

(回答) 共通：東京海上日動火災保険、Chubb 損害保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険
感染経路を明確に特定することが困難であることから、原則加入園賠償責任保険では対象となりません。
※ただし、教職員がコロナに感染していると知りながら出勤し、接触のあった園児複数名に感染したなど、園側に過失があり、且つ感染経路が明確に特定できる場合は対象となる可能性がございます。万一そのようなケースが発生いたしましたら、個別に引受保険会社までご報告をお願いいたします。

(補足) 共通：東京海上日動火災保険、損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険 （調整中：Chubb 損害保険）

2020年4月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられています。全日本私立幼稚園連合会で取扱う保険制度（JK保険）にラインナップしている①園児団体傷害保険 ②体験入園園児傷害保険 ③園児24保険には「特定感染症」の補償が全件付帯されていることから、新型コロナウイルス感染症による通院、入院、また万一後遺障害が発生した場合に、保険金のお支払い対象となります。

8 園内で感染した職員に対する災害補償

職員への園内での感染が確認された場合、労災の対象になるか？

(回答)

一般的には業務起因性があれば対象になると考えられますが、労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-10

7 労災補償

問1 労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となりますか。

業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

9 休園中の施設型給付及び施設等利用費の継続（5/20 ver. 2 更新）

休園中の期間も施設型給付及び施設等利用給付は継続されるのか？

(回答)

既に、当連合会から周知いたしましたが、次のように、通常どおり支給される旨の国の考え方方が示されています。（内閣府「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」FAQ 全体は当連合会のホームページに掲載しています）

なお、各園におかれでは、運営費の給付や保育料の徴収が変わらず実施されていることを踏まえ、文部科学省の策定した事例集も参考としつつ、休業期間中においても、積極的に家庭における教育支援等に取り組んでいくことが重要です。

(公定価格 新制度園)

問 令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設型給付費等の取扱いに変更はあるのでしょうか。

答 令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設型給付費等については、通常どおり支給します。また、各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについても同様に、臨時休園等により各種加算の要件を満たせない場合等であっても通常通り支給します。

(FAQ10-3)

(施設等利用費 私学助成園)

問 令和2年4月以降、臨時休園等の期間中の施設等利用費の取扱いに変更はあるのでしょうか。

答 令和2年4月以降についても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等している場合の施設等利用費については、臨時休園等期間中に係る利用料を減算することなく支給を行うこととして差し支えありません。（※令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）における取扱いを継続。）（FAQ19）

10 登園自粛要請中の施設型給付及び施設等利用給付の継続（5/20 ver. 2 更新）

臨時休園はしていないが、地方自治体からの要請で又は自主的に保護者に登園自粛要請をしているような下記①②の場合、施設型給付又は私学助成園の施設等利用給付は登園しない子どもの人数分は減額されるのか？月に1日も登園しなくても減額されないか？

- ① 地方自治体から幼稚園・認定こども園について登園自粛要請があった場合
- ② 地方自治体から幼稚園・認定こども園について登園自粛要請はないが、園の判断で保護者に登園自粛をお願いしている場合

（回答）

文部科学省から内閣府に確認の上、次の回答をいただきました。

「施設型給付については、①②いずれの場合も、登園自粛要請により登園していない子どもについても保育の実施が継続されているものとして支給されます（減額されない）。なお、地方自治体からの登園自粛要請に基づき登園していない3号子ども（①の場合）の利用者負担額については日割り計算を行う必要があります。

私学助成園の施設等利用給付についても、①②いずれの場合も、登園自粛要請により登園していない子どもの利用料についても減算せずに支給されます。ただし、園において利用料の減額又は返金が行われた場合は、減額又は返金後の利用料のみが施設等利用費の支給対象となります。」

10の2 臨時休園した場合の公定価格の支給と人件費の扱い（6/22 ver.7追加）

新制度園については、臨時休園を行っても公定価格は通常どおり支給されるとのことだが、臨時休園の期間中に出勤しなかった職員については給与を減額することは可能か？
公定価格以外の収入が減少しており、これに対応するために人件費を減額することは可能か？

（回答）

新型コロナウイルス感染症への対応として臨時休園等を行った保育所等新制度の施設の一部において、公定価格等の支給を通常どおり受けているにもかかわらず職員に対する賃金を減額して支払う事案がある旨、報道や国会審議の中で指摘があったことを踏まえ、国は、三府省合同で通知「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」（6月17日）を発出しました。

この通知には、新制度園においては休業中であっても施設型給付が満額給付されることから、施設型給付に基づく人件費水準を維持すべきこと、上乗せ徴収等の減収がある場合の人件費の減額は必要最小限とすべきこと等が記載されております。あわせて、公定価格以外の収入が減少した場合の考え方についても触れておりますので、当通知のQ&Aの関係部分を掲載します。

なお、この通知は、子ども子育て新制度に関する考え方を示したものであり、私学助成園については、各都道府県の補助金の内容にもよりますが、基本的には各園の経営判断になります。その場合、人材確保・待遇改善の観点、雇用維持への社会的要請等も踏まえ判断することが望ましいと考えられます。

Q1-1 人件費の支出について、公定価格等が通常どおりに算定されていることを踏まえて適切に対応すべきとされていますが、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか。

答 新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により登園児童が減少している場合等であっても、保育所等における教育・保育の提供体制の維持のための特例的な取扱いとして、公定価格等の減額を行わずには通常どおりに算定し、施設等の収入を保証することとしています。

新型コロナウイルス感染症により休ませた職員の賃金については、労働基準法では平均賃金の6割以上を休業手当として支払わなければならないこととされていますが、仮に保育所等において平均賃金の6割に相当する休業手当のみを支払うこととした場合、通常時の人件費との差額が発生することとなります。

この差額が、各種積立金や当期末支払資金残高といった人件費以外の経費に充てられることは、新型コロナウイルス感染症がある中でも教育・保育の提供体制を維持するという今般の特例の趣旨にそぐわないことから、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなどの対応により、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準を維持することが求められます。

Q1-2 公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準とすべきとされていますが、公定価格等以外の収入もあり、人件費総額のうち公定価格等が充てられている部分の区別がつかない場合はどのように考えれば良いでしょうか。

答 そのような場合、まずは施設全体の人件費支出が通常時と同水準であることを基本としつつ、公定価格等以外の減収による資金の不足があり、やむを得ず人件費支出を減額とする場合は、Q3も踏まえつつ、収入の不足額を勘案して必要最小限度の減額幅とすることが求められます。

Q 2 全ての職員について、通常どおりに賃金を支払う必要があるのでしょうか。

答 今般の公定価格等の特例の趣旨を踏まえれば、原則として、休ませた職員も含め、全ての職員に通常どおりの賃金や賞与等を支払うことが望ましいと考えます。

一方で、勤務の状況が職員ごとに異なることも考えられ、このような場合には、公定価格等による人件費支出の水準を維持することを前提として、実際に勤務した職員の手当等を増額し、自宅待機の職員の手当等を減額するなど、勤務状況に応じて賃金に傾斜を付ける取扱いとすることは、差し支えありません。

ただし、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみを理由として異なる取扱いを行うことは適切ではないと考えます。

なお、手当等の減額を検討する前に、まず、人件費等積立金等の活用可能な資金を活用して、通常の賃金の支払を確保することについて、ご検討ください。

Q 3 公定価格等以外の収入（地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料）において減収がある場合でも、通常どおりに賃金を支払う必要があるのでしょうか。

答 今般、教育・保育の提供体制を維持するために、特例として公定価格等を通常どおり算定していることを踏まえ、公定価格等に基づく人件費支出について通常時と同水準の支出を求めるものです。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応の結果として、公定価格等以外の収入（地域子ども・子育て支援事業、地方単独事業、特定保育料）において減収がある場合であっても、地域子ども・子育て支援事業等の職員に係る雇用調整助成金等の活用などを通じて、できる限り、通常どおりの賃金を支払うことが望ましいと考えます。

これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合には、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、公定価格等に基づく人件費支出については通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について監査等の際に説明できることが求められます。

Q 4 本通知で示された考え方については、いつから適用すればいいのでしょうか。

答 本通知は本年2月から実施している公定価格等の特例の取扱いを明確化したものです。このため、本通知およびQ 1からQ 3までにおいてお示しした取扱いについても、当該時期に遡り適用することとなります。

なお、会計年度が終了している令和元年度に賃金や賞与等の減額を行っていた場合には、当該減額分について一時金等により支払うことになると考えます。

1.1 保育料の上乗せ徴収部分や保育料以外の徴収金の扱いについて（5/20 ver. 2 更新）

休園した場合、保育料の上乗せ徴収部分又は無償化限度額を超える部分について返還しなければならないか？

実費弁償（給食費やバス代等）やその他の保育料以外の徴収金（施設整備費等）についても返還しなければならないか？

（回答）

既に、当連合会から周知いたしましたが、次のように国の考え方が示されています。（FAQ）これによると、保育料については、必ずしも返還義務が生じるものではないが、私的契約なので、保護者の理解を得つつ各園で判断すべきとされています。休業が長引けば、保護者の理解が得にくくなることも考えられます。休業中、家庭における教育支援等に取り組むことも重要です。実費徴収については、国は、費用縮減部分については減額を行うことが考えられるとしています。その場合でも、経営に支障をきたさないためには、ただちには縮減できない人件費（バスの運転手等）等に充てられる部分については引き続き徴収することが必要になりますが、これについて保護者の理解が得られるかが課題です。

（保育料の上乗せ徴収について 新制度園）

問 特定教育・保育施設の上乗せ徴収（特定保育料）については、幼児教育・保育の無償化後も徴収が行われていますが、特定保育料は保護者に返還する必要がありますか。

答 特定教育・保育施設における上乗せ徴収（特定保育料）の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくよう御願いします。なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、特定保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要となる費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等中の特定保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。（FAQ7-2）

（保育料のうち無償化限度額を超える部分について 私学助成園）

問 幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設においては、新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合であっても、「子育てのための施設等利用給付」（幼稚園は上限月額 2.57 万円、認可外保育施設は上限月額 3.7 万円）が引き続き支給されることですが、支給上限額を超える保育料についてはどのような扱いが考えられますか。

答 幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設における施設等利用給付の支給上限額を超える保育料の取扱については、各設置者と保護者の契約等に基づき定められるものであるため、臨時休業等期間中の徴収の取扱については保護者の理解を得つつ各設置者において御判断いただくよう御願いします。なお、一般論としては、臨時休業等期間中においても、幼稚園教諭・保育教諭といった各職員は教育課程や保育計画の編成、保育環境の準備、各家庭との連絡、園内の消毒・衛生管理体制の強化など、教育・保育の提供に必要な業務に従事していると考えられ、保育料はこうした役務を含め、教育・保育の提供に必要となる費用を総合して定められているものであること等を踏まえると、必ずしも臨時休業等期間中の保育料の返還義務が生じるものではないと考えられます。（FAQ20）

(実費弁償等保育料以外の徴収金について)

問 今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から臨時休業等を行う場合、臨時休業等期間中における保育料以外の徴収金（給食費・通園送迎費等）の取扱いはどのように考えたらよいでしょうか。

答 給食費・通園送迎費等といった、保育料以外の徴収金については、当該徴収金に対応した物品の購入や役務の提供等に係る費用の発生状況を踏まえつつ、臨時休業等に伴い当該費用が縮減される場合には、徴収額の減額等を行なうことが考えられます。例えば、給食費について、臨時休業等が長期にわたる場合等で、給食に係る食材の調達量や配食計画の見直し等により費用が縮減できた場合には、徴収額の減額等を行い保護者の負担軽減を図ることが考えられます。（FAQ7-3）

12 預かり保育に対する施設等利用給付の扱いについて（5/20 ver. 2 更新）

預かり保育を完全休業するのではなく、必要不可欠な方に限定した規模縮小開所とした場合、月極契約の園児が要請に応じ利用自粛したときは、自粛した日の分も預かり保育を利用したものとして無償化の単価450円を積算し、定期利用料の額を限度として給付していただけるか？

（回答）

文部科学省から、次のような回答を得ています。

「幼稚園本体を臨時休業している場合は、以下の国のFAQの通り、利用自粛しているか実際に使っているかに関わらず、利用日数+臨時休業期間中の預かり保育開所予定日数を預かり保育の給付算定日数とするので、利用自粛した日も450円の算定対象となります。」

問 預かり保育事業の支給上限額算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業等期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むとありますが、この「預かり保育の提供予定の日数」とは、保護者が利用を予定していた日数を指すのでしょうか。

答 「預かり保育の提供予定の日数」とは、臨時休業等を行う当該園において、臨時休業等がなければ当該預かり保育事業を実施する予定としていた日数を指します。（FAQ14）

問 臨時休業等期間を含む月の預かり保育事業の支給上限額の算出は、「その月の預かり保育事業の日数」に「臨時休業期間中における預かり保育事業の提供予定の日数」を加えて算出することとなるのでしょうか。また、これは転出入がない場合も同様でしょうか。

答 お見込みのとおりです。臨時休業等期間を含む月における預かり保育事業の支給上限額は、「450円×（その月の臨時休業等前後の期間において預かり保育事業を利用した日数+臨時休業等期間中における当該園において預かり保育事業を提供することを予定していた日数）」により算出し、実際に支払った預かり保育事業に係る利用料と比較していずれか低い方を支給してください。また、この取扱いは転出入を伴わない場合も同様です。（FAQ15）

1.3 施設型給付や私学助成の前倒しの支払い

急な減収により資金繰りに苦慮する園も発生するので、市町村や都道府県が行う施設型給付や私学助成金の支払いを前倒しにするようにできないか？

(回答)

施設型給付は、毎月給付が行われるので、さらに前倒しに支払うことは難しいと考えられます。私学助成については、その支払時期は都道府県によってまちまちなので、各都道府県団体において、実情を訴え交渉をしていただきたい。

1.4 収支悪化への対応について（5/20 ver. 2 更新）

休園等の実施による満3歳児の入園の減少、2歳児教室や課外教室のような幼稚園教育以外の事業の減少、保護者の保育要件喪失による3号子どもの減等により、園としての減収が見込まれ、さらには、休園期間が長引いた場合に保育料（無償化範囲を超える部分、上乗せ徴収の部分）やその他の保護者負担の減額を余儀なくされることも考えられるが、一方で経費面では、人件費の割合が高く、縮減が難しい面があり、収支が悪化することが予想される。

このようなコロナウイルス感染症に起因して収支が悪化した場合、どのように対応すればいいのか？

(回答)

一方で保護者の理解を得ながら収入を確保しつつ、他方でできる限り事業を見直し、人件費を含めた経費の縮減を進める必要があります。人件費については、雇用調整助成金の活用が考えられます（別紙3）。資金の調達については、日本私立学校振興・共済事業団の融資（次項）の活用も考えられます。いずれにしても、各園の運営方針そのものの問題もありますので、必要に応じて専門家（社会保険労務士や経営コンサル等）のアドバイスを受けることも考えていただきたいと思います。

当連合会としては、今後とも各都道府県団体と連携し、加盟園の状況の把握につとめ、当連合会として対応できることがないか検討して参ります。

1.5 運転資金の調達について（私学事業団の融資制度）（5/20 ver. 2 更新）

休園期間が長引いた場合、収支が悪化することが予想され、資金不足に陥る懸念もある。
私立幼稚園・認定こども園が活用できる有利な貸付け制度はないか？

(回答)

日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）の「教育環境充実資金」による融資を受けたり、既往貸付の元利金の返済猶予（最大6ヶ月）の相談を行うことが可能です。なお、この度、一定の要件を満たす場合には国が利子助成する措置が設けられました。（別紙4）

16 信用保証付き融資（セーフティネット保証制度）について

資金繰り対策として、中小企業向けの民間金融機関による信用保証付き融資であるセーフティネット保証5号の対象に幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）が追加されたが、学校法人は対象となっているのか？

（回答）

以前、当連合会から幼稚園が追加された旨お知らせしましたが、中小企業信用保険法に基づく制度ですので、個人立は対象になりますが、学校法人立や宗教法人立は対象になりません。

17 インターネットを使った教育と著作権について

在宅の園児にインターネットを活用して教育を行うことを考えているが、著作物を使用する場合、著作権の問題はどうなるのか？

（回答）

著作権法の改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」が設けられ、本年4月28日から施行されました。これにより、個別に権利者の許諾を取る必要はなく、権利者団体である指定管理団体に一括して補償金を支払えば利用できることになりましたが、特に令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策として遠隔授業等が行われるという事態の緊急性・重要性等に鑑み、指定管理団体の判断で補償金は無料とされています（別紙5）。

詳しくは文化庁ホームページをご覧下さい。

ホーム > 政策について > 著作権 > 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>

18 教員免許講習やキャリアアップ研修について（6/8 ver. 6 更新）

教員免許講習やキャリアアップ関連研修が予定どおり実施されておらず、このままでは、教員免許の更新や、キャリアアップのための研修時間の確保に支障をきたすおそれがあるが、対応策はないのか？

（回答）

免許状更新講習については、本連合会の要望活動が実り、①対面式講習について通信式講習として実施することの手続きの特例、②通信式講習の履修認定試験について郵送により実施することを認める特例が認められています。

修了確認期限の延期についても要望してきたところですが、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について」（令和2年6月5日）が通知され、免許状更新講習の修了確認期限及び教員免許状の有効期間の延期又は延長（最長2年2ヶ月）が認められました。延期・延長の実施は各都道府県教育委員会の判断となります。令和5年3月までの延長が想定されています。

（別紙6）

文部科学省ホームページ トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関する感染症対策に関する対応について > 新着情報 > 令和2年6月5日

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

キャリアアップ関連研修については、国の子ども・子育て会議にて2022年からの実施を先送りするよう求めてまいります。また、研修については対面式講座からWEB等の研修形式もできるよう対応してまいります。

19 理事会・評議員会の書面決議について

(回答)

感染防止の観点から、学校法人としての理事会や評議員会は会議を開催せず、書面で決議したいが可能か？

既に当連合会からお知らせしたとおり、この件については、令和2年3月11日付け文部科学省通知が発出されており、書面決議はできないこと、少数の構成員のみ出席し、他の構成員は書面による意思表示によって出席と見なせること、その場合、白紙委任や理事長等への一任はできない（議案ごとに意思表示することが必要）こと、テレビ会議等でも可能であることされています。決算の報告もこの方法で通常の時期に行うこととなります。

「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた学校法人の運営に関する取扱いについて（事務連絡）」

令和2年3月11日文部科学省（抄）

1 理事会の開催について

- (1) 原則として、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものであることから、書面のみで決議を行うことは認められないこと。
- (2) 他方で、理事会の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、無理のない範囲で出席可能な理事のみが実際に出席したうえで、他の理事については書面による意思表示によって理事会への出席とみなし、理事会を開催することは可能であると解されること。なお、単なる白紙委任や理事長等への一任等は出席者とみなすことはできないことに留意されたいこと。また、例えば、テレビ会議等による理事会開催についても、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境であれば、許容されると解されること。

2 評議員会の開催について

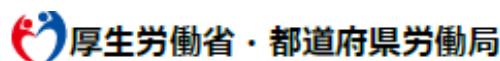
評議員会の開催についても、1と同様に扱われたいこと。

3 理事会及び評議員会に諮ることが必要な書類について

事業計画や收支予算書等、次会計年度開始前に理事会及び評議員会に諮ることが必要と考えられる書類及び役員に対する報酬等の支給の基準や事業に関する中期的な計画等、改正私立学校法の施行日（令和2年4月1日）までに整備するが必要な書類についても、その決議に係る理事会又は評議員会の開催については、1又は2によること

で差し支えないこと。

労働者を雇用する事業主の皆さんへ



別紙1

新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さんには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を上限とする）

申請期間：令和2年12月28日までです。

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

- ①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）
※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- ②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで
(フリーダイヤル) **0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む
- ③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）
に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の4つに分かれます）
 - ・**関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新横浜ビル 9F
 - ・**東北、関西、四国、中国地区**（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル 4階
 - ・**北陸、中部、九州・沖縄地区**（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる 1F
 - ・**北海道地区**
〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはできません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

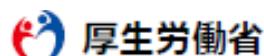
年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

[最新版：令和2年6月12日作成]



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）
- 令和2年4月1日から9月30日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり7,500円（定額）

【申請期間】令和2年12月28日までです。

【支援の対象となる方】※(1)～(4)のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話をを行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

- 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
・小学校等が臨時休業した場合
・自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合

をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

- 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

- ② 新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

ア 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
(発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者)

ウ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

- 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に對して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

- 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

- 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

- 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日など）

- 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

- 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことです。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

- 業務を行うことができなかつた日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日や、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み、夏休み等）ではないこと

※ ただし、開校日であっても新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる授業時間短縮日等に子どもの世話をを行う場合は臨時休業の一環として支援対象になります。また、上記（2）②の子ども（感染者等）の世話をを行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

- 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

臨時休業 個人委託 検索

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999（受付時間：9:00～21:00）※土日・祝日含む

- 申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
(支援金HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 4月1日以降分の日額引上げ（4,100円→7,500円）前に既に申請された方には日額7,500円で計算した額を、日額4,100円で支払済の方には7,500円との差額を支払います。別途の申請は必要ありません。

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、申請者に個人情報を電話で問い合わせたり、
支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

※ 持続化給付金、特別定額給付金との併給は可能です。

※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiho/seikatsu-fukushi-shikin1/index.htm

● 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から9月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。

（6月12日に、緊急対応期間を9月30日まで延長しました）

特例以外の場合の 雇用調整助成金	4月1日から9月30日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(4/1創設))
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10（中小）、3/4（大企業）
日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～ 6月30日 ） 5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要 6か月以上の被保険者期間が必要 支給限度日数 1年100日、3年150日 短時間一斉休業のみ	クーリング期間を撤廃 被保険者期間要件を撤廃 同左+上記対象期間
休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業） 残業相殺 教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円 出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業） 残業相殺を停止 助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件 1ヶ月以上1年以内	

※赤字は特例による拡大措置

新型コロナウイルス感染症対応に伴う 資金繰りにおいても 『教育環境充実資金』がご活用いただけます

教育研究活動を、安定的に継続するために
必要な資金としてご利用ください。

例えば…

- ・授業料等の延納等措置の実施に伴い、当面必要となる資金を確保したい。
- ・家計が急変した学生に対する独自の支援制度を設けたい。
- ・オンライン授業導入等のための環境整備を緊急に実施したい。など

融資金利：年0.303%（令和2年5月現在）

※金利は毎月変わります。最新の金利は私学事業団HPでご確認ください。

償還方法：5年6か月以内の元金均等返済（半年間の元金返済据置が可能）

融資額：次の①から③の中で最も低い額が融資の上限となります。

- ①事業査定額：経費（教育研究経費+管理経費）支出額合計の40%以内
- ②資産査定額：貸借対照表「純資産の部合計」の30%以内
- ③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内

担保：土地及び建物（私学事業団を第1順位とする抵当権の設定が必要）

連帯保証人：原則として、学校法人の理事長を含む1名以上

（特例として連帯保証人が免除される場合があります）

※ 融資対象は、学校法人の設置する私立学校（大学院・大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・高等学校・義務教育学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校）です。

専修学校については、対象となる学科等が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

Topic

本融資により、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業（家計が急変した学生に対する支援等）を実施する場合、初回の利息（令和2年度中に支払う半年分の利息）について、文部科学省から支払利息と同額の助成が受けられます。

制度の概要や要件などの詳細は、別紙をご覧ください。

[融資のご希望やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。](#)

日本私立学校振興・共済事業団 融資部融資課

TEL: 03(3230)7862～7868 E-Mail: yushi@shigaku.go.jp

私学事業団ホームページ：<https://www.shigaku.go.jp>

《 別 紙 》

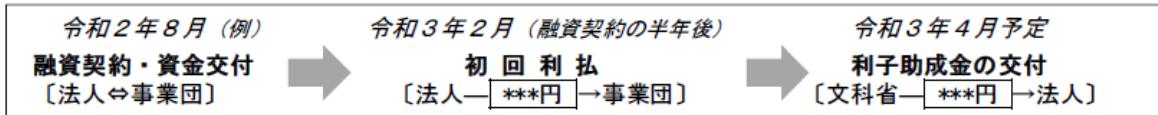
私学事業団融資にかかる令和2年度利子助成（新型コロナウイルス感染症対応分）について

日本私立学校振興・共済事業団 融資部融資課

1. 制度の概要

新型コロナウイルス感染症への対応に要する資金として、私学事業団の「教育環境充実資金」を令和2年4月～9月に利用した場合、初回の利息（令和2年度中に支払う半年分の利息）について、文部科学省から利息と同額が助成されます。

利子助成の流れ（イメージ）



2. 利子助成の対象となる要件

（1）新型コロナウイルス感染症に対応するため、以下のいずれか（複数可）の事業を実施する場合

- ① 授業料の延納等を認める措置
- ② 家計が急変した学生（生徒・児童・園児）に対する給付・授業料減免等
- ③ 遠隔授業導入等の教育環境の整備
- ④ 医療機器等の購入

※上記以外の新型コロナウイルス感染症対策で、融資を希望される場合はご相談ください。

（2）以下のいずれかに該当し、今年度の支払資金が不足する状況にある場合

- ① 新規入学の留学生数が、前年度（5月1日時点）に比べ10%以上減少
- ② 医歯学部を有する大学について、附属病院の収入が前年の同四半期に比べ10%以上減少

3. 利子助成の対象となる融資額

利子助成の対象となる融資額は、設置校ごとに次の額が上限となります。複数の設置校が要件に該当する場合は、設置校ごとの上限額を合算したものです。

大学、短期大学、高等専門学校	1億円
高等学校	5,000万円
中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校	3,000万円
特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校	1,000万円

4. その他

私立大学附属病院において、新型コロナウイルス感染症に対応するために病院建物の新築・増築・改修等を行う事業についても、同様に利子助成の対象となります。詳しくはご相談ください。

（相談先）

- ・融資第一係 03-3230-7862～7864（担当エリア：北海道～愛知県）
- ・融資第二係 03-3230-7866～7868（担当エリア：三重県～沖縄県）

別紙5

教育用 著作物ネット配信円滑化制度 —授業目的公衆送信補償金制度—

制度の概要

■ 制度の対象

幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関

■ 制度の目的

これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエーターへの対価還元」の両立をする制度

■ 必要な補償金

2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの
営利機関はNG

利用範囲



教師と児童、生徒
や学生の間など



ウェブサイト等での
一般公開、学校間の
共有、教育委員会等
による配信はNG

利用目的



授業目的



保護者会や職員会議
などでの配信はNG

利用方法



著作物の
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル
や書籍の大部分など
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索

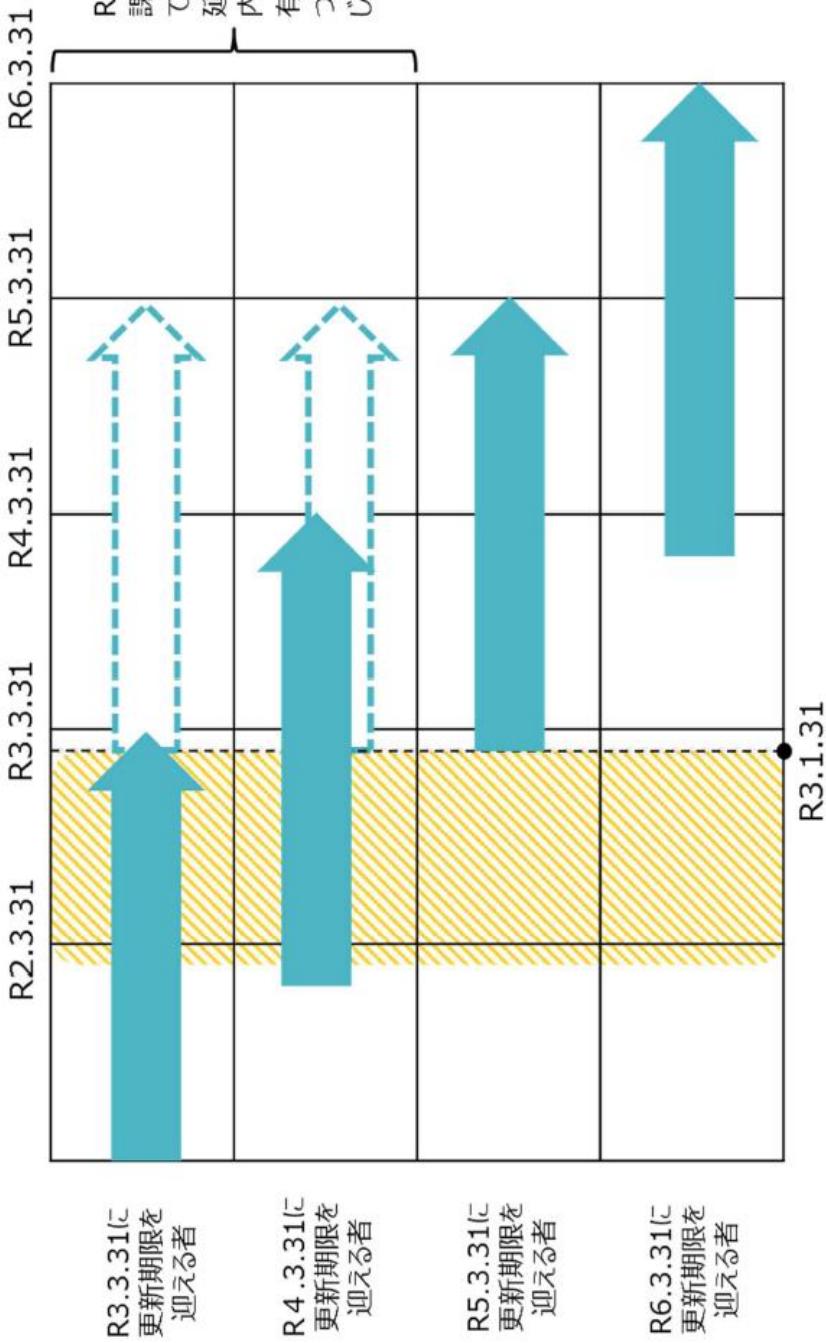


文化庁著作権課 03-5253-4111 (内線2847) <https://www.bunka.go.jp/>
一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 03-6381-5026 <https://sartras.or.jp/>

教員免許状の有効期間の延長等の受講期間の変更に係るイメージ図

別添

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.1.31として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



修了確認期限延期前又は
有効期間満了日延長前の
更新講習受講期間



修了確認期限延期後又は
有効期間満了日延長後の
更新講習受講期間



更新講習を受けることができない
「やむを得ない事由」が継続する期間